プロジェクト　**排出量取引制度に係る会計上の取扱い**

項目　**本日の審議事項**

これまでの経緯

1. 第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）において、企業会計基準諮問会議から当委員会に対して、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて、当委員会の新規テーマとして提言され、第 553 回企業会計基準委員会（2025 年 8 月 12 日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとして取り上げることを決定した。新規テーマの内容は以下のとおりである。

   (1) 法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者に係る次の会計上の取扱いの明確化

      ① 排出枠の取得に係る会計処理（資産の認識及び測定）

      ② 排出枠償却時点で、排出実績と等量の排出枠を保有する義務に係る会計処理（負債の認識及び測定や引当金の計上）

      ③ 開示要求事項

   (2) 実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」と今回のテーマにおける検討との関係の整理

2. 第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）及び第 174 回実務対応専門委員会（2025 年 12 月 23 日開催）では、2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づく排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）に係る会計上の取扱いとして次の考え方をお示しした。

   (1) 制度対象事業者の会計処理の検討を本プロジェクトの範囲とする。

   (2) 制度対象事業者が事業投資として排出枠を保有することを前提として検討する。

   (3) 負債の考え方については、制度対象事業者にとって GX 推進法上の義務を履行するために追加の現金支出が必要となる部分について引当金として負債を計上することを原則的な考え方とし、負債の認識及び測定の具体的な要件は、GX 推進法に基づく排出量取引制度に即した定めとする。

3. 第 569 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 3 日開催）及び第 175 回実務対応専門委員会（2026 年 2 月 2 日開催）では、制度対象事業者の会計上の取扱いに関して、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の排出枠の資産計上及び負債計上並びに排出枠の払出し（償却及び売却）の考え方についてお示しした。

4. 第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）及び第 176 回実務対応専門委員会（2026 年 4 月 20 日開催）では、2026 年 3 月 30 日に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則」（令和 6 年経済産業省令第 3 号）の改正により把握できることとなった GX 推進法に基づく排出量取引制度のスケジュールをご説明するとともに、前項の委員会等で聞かれた意見を受けて、ASBJ 事務局で再整理を行った制度対象事業者の排出枠及び負債の会計処理の 3 つのアプローチについてご説明した。

本日の審議事項

5. 本日は、以下についてご意見をお伺いしたい。

   (1) 制度対象事業者の排出枠の売却の会計処理（審議事項(3)-2）

   (2) 制度対象事業者の引当金の会計処理（審議事項(3)-3）

6. なお、第 575 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(3)-4、第 177 回実務対応専門委員会で聞かれた意見は審議事項(3)-5 に記載している。

以　上